

5,000円以下の接待交際費に要注意！

交際費の5,000円基準についての税務調査が本格化しています。書類の不備により適用を受けることができなくなることはないよう、社内ルールの徹底をお願いいたします。

I 少額交際費の特例(5,000円基準)

中小法人については、年間800万円を超えた交際費等については損金不算入とされますが、「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」については交際費等から除外し全額を損金算入とすることができます。

II 書類の保存要件

「得意先等との一人当たり5,000円以下の飲食費」は、それを証する下記書類の保存を要件に全額損金算入とすることができます。社内交際費は対象外である点には注意が必要です。

記載事項
①飲食等のあった年月日
②その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地
③飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名およびその関係
④飲食等に参加した者の数

III 実務上の対応

領収書を受取る都度、領収書（表面）の余白に上記③④をメモしていただき、他の領収書等とは別にファイリングしていただくか、下記のような精算書を作成し領収書添付の上、保存をしていただくことをおすすめいたします。下記に雛型を用意しました。適宜コピーする等してご活用ください。

接待飲食費 精算書				申請者：
領収書貼付欄				
いずれかに○	相手先法人名 / 部署名	相手参加者の代表氏名	人数 ※	
得意先 / 仕入先 その他()				
備考欄				
経理 使用欄	判定 <input type="checkbox"/> 少額飲食交際費(@5,000円以下) <input type="checkbox"/> それ以外の飲食交際費	確認印		

※人数は、当社側の人数も含めて記載しています。